

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的理念

本市においては、第1期計画及び第2期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げるなど、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念について、これまでの計画を継承するものとします。

男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

2 基本目標

本計画では、国が「こども大綱」で示す「こども政策に関する重要事項」に基づき、次の3つの基本目標を定めて施策を推進します。

基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げて、全てのライフステージに共通する各施策に取り組みます。

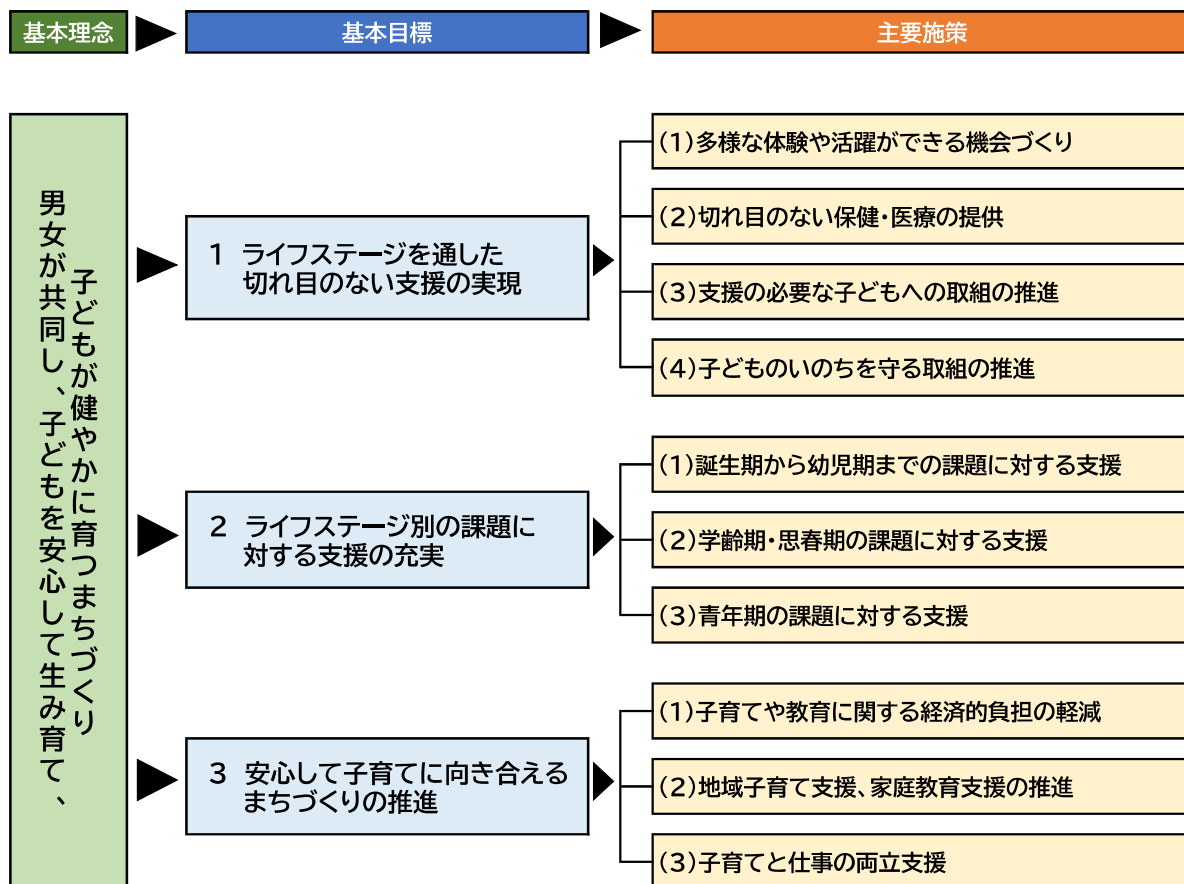
基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実

子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生期から幼児期、学齢期・思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向けた、きめ細やかな支援の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援するまちづくりの推進に取り組みます。

3 施策の体系



基本目標Ⅰ ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

以降、基本目標ごとの取組の詳細に
ついて記載予定

第3章 事業計画

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることを求めています。

本市においては、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか、②事業量を適切に見込み、確保できる単位であるかの視点により検討を行った結果に基づき、「市全域」を提供区域として設定します。なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現状を踏まえ、小学校区を運用における基本単位として実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、保護者からのニーズを踏まえるとともに、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、始良市の状況等を踏まえ、設定しました。

◆ 分類及び認定区分

以下のとおり分類及び認定区分を定めます。

分類	認定区分	児童年齢
・ 1号認定 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	1号認定	3～5歳
・ 2号認定（教育希望） 共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	2号認定	3～5歳
・ 2号認定（保育希望） 共働き家庭		3～5歳
・ 3号認定 共働き家庭	3号認定	0～2歳

①【3～5歳】1号認定及び2号認定（教育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	1号	人	342	339	330	317	318
	2号（教育希望）	人	337	334	325	312	313
	合計	人	679	673	655	629	631
②確保方策	特定教育・保育施設	人	414	414	414	414	414
	確認を受けない 幼稚園	人	580	580	580	580	580
	合計	人	994	994	994	994	994
③過不足（②-①）		人	315	321	339	365	363

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

②【3～5歳】2号認定（保育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	2号（保育希望）	人	1,286	1,273	1,241	1,191	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,063	1,073	1,073	1,073	1,073
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 （地域枠）	人	40	40	40	40	40
	合計	人	1,103	1,113	1,113	1,113	1,113
③過不足（②-①）		人	▲183	▲160	▲128	▲78	▲83

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

③【0歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	93	92	91	91	91
②確保方策	特定教育・保育施設	人	187	190	190	190	190
	地域型保育事業	人	20	20	20	20	20
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	239	242	242	242	242
③過不足(②-①)		人	146	150	151	151	151

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

④【1歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	378	369	366	365	364
②確保方策	特定教育・保育施設	人	278	280	280	280	280
	地域型保育事業	人	21	21	21	21	21
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	331	333	333	333	333
③過不足(②-①)		人	▲47	▲36	▲33	▲32	▲31

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑤【2歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	386	402	393	390	388
②確保方策	特定教育・保育施設	人	315	315	315	315	315
	地域型保育事業	人	25	25	25	25	25
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	33	33	33	33	33
	合計	人	373	373	373	373	373
③過不足(②-①)		人	▲13	▲29	▲20	▲17	▲15

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑥保育利用率

本計画においては、3歳未満の児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、年度ごとの目標値を設定することが求められています。

本市においては、確保方策として設定した数値等に基づき、以下の通り設定します。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①推計児童数(3歳未満)	人	1,764	1,770	1,749	1,740	1,734
②確保方策(利用定員数)	人	943	948	948	948	948
③保育利用率目標値(②/①)	%	53.4	53.5	54.2	54.4	54.6

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育同様、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等に基づき算出した、今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を以下のとおり定めます。

①-Ⅰ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊産婦および乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を行う「こども家庭センター型」に分類されます。

本市では、「基本型」を1か所設置しており、「こども家庭センター型」も1か所設置予定です。また、「特定型」は設置していませんが、子育てコンシェルジュの配置等による利用者支援を実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（特定型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0
②確保方策	か所	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（こども家庭センター型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

始良市子ども館、そして新たに設置するこども家庭センターで引き続き利用者支援および地域連携を推進していきます。

①-2 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて、必要な支援につながる伴走型相談支援を実施します。

・量の見込みと確保方策（基本型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	妊娠届出数	件	561	556	554	552	550
	Ⅰ組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
②確保方策		か所	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
③過不足(②-①)		か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現行の提供体制において、利用者支援及び地域連携を推進します。

②妊婦健康診査

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	7,013	6,950	6,925	6,900	6,875
②確保方策	人回	7,854	7,784	7,756	7,728	7,700
③過不足(②-①)	人回	841	834	831	828	825

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら、継続して実施します。

③乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進等が、生後４か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後２～３か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後９～１０か月時における再訪問を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	561	556	554	552	550
②確保方策	人回	561	556	554	552	550
③過不足（②-①）	人回	0	0	0	0	0

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。

④養育支援訪問事業

産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	件	100	105	110	115	120
②確保方策	件	100	105	110	115	120
③過不足（②-①）	件	0	0	0	0	0

・確保の考え方

保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。

⑤産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアやサポート等きめ細かな支援を実施する事業です。病院等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、日中支援を実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴き実施する「訪問型」を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	589	584	582	580	577
②確保方策	人日	589	584	582	580	577
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、支援を必要とする全ての方が利用できるよう体制を整備します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合、又は経済的な問題、配偶者からの暴力等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、児童や母子等を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	50	50	50	50	50
②確保方策	人日	50	50	50	50	50
	か所	9	9	9	9	9
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、令和6年度中に、児童を預けることのできる施設を増やし、提供体制を確保します。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑦地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、認定こども園等の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
②確保方策	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
	か所	7	7	7	7	7
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

本市には既存の子育て支援センター6施設に令和6年4月1日に開設した始良市子ども館「ちるどん」を加えた7施設があります。現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

⑧一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1号	人日	2,950	2,920	2,848	2,732	2,743
	2号（教育希望）	人日	19,320	19,127	18,651	17,891	17,965
	合計	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
		か所	12	12	12	12	12
③過不足（②-①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	921	917	900	878	878
②確保方策	人日	921	917	900	878	878
	か所	11	11	11	11	11
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育）

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	731	728	714	697	697
②確保方策	人	731	728	714	697	697
	か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行います。

⑩病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	701	698	685	668	669
②確保方策	人日	701	698	685	668	669
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
しかし、事業の認知度も高まっているため、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行っていきます。

⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）です。

・量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	14	13	13	13
②確保方策	人	未実施	5	5	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲9	▲8	▲4	▲4

・量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	13	12	12	12
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲6	▲5	▲3	▲3

・量の見込みと確保方策（２歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	12	12	11	11
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲5	▲5	▲2	▲2

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、事業実施に係るニーズや課題の把握、保育施設等との協議を行い、提供体制の確保に努めます。

⑫実費徴収等に係る補足給付を行う事業

保護者が私立幼稚園（新制度未移行）に支払う実費徴収に係る費用（副食費の提供に要する費用）について、保護者の世帯所得の状況に基づき、助成を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保方策	人	4	4	4	4	4
	か所	2	2	2	2	2
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1年生	人	373	348	376	385	336
	2年生	人	299	298	278	301	308
	3年生	人	238	231	231	215	233
	4年生	人	132	132	129	128	120
	5年生	人	69	67	67	65	65
	6年生	人	53	55	54	54	52
	合計	人	1,164	1,131	1,135	1,148	1,114
②確保方策		人	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
		か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）		人	53	86	82	69	103

・確保の考え方

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、令和6年4月に新たに1か所を開設しました。今後も利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。

⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	557	553	545	539	533
②確保方策	人日	557	553	545	539	533
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
現在、当事業は市社会福祉協議会に委託することで実施しておりますが、事業の広報・周知を図るとともに、援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保を図ります。

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。

・確保の考え方

本市では、本事業としてではない形ですが、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議等の開催し要保護児童に対する支援を実施しています。また、保育施設等に対し、児童虐待防止につながる子育て支援について講演を行うなどして周知を図ります。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園に対して職員の加配に必要な費用の助成の補助を行う事業です。

本市では、現在実施していません。

・確保の考え方

現時点では実施を予定していませんが、ニーズに対して必要に応じた実施を検討します。

⑰子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

・確保の考え方

現時点では本事業してはしない形で取り組んでいますが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑱児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当が児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

・確保の考え方

現時点では事業の実施を予定していませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑲親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

・確保の考え方

現時点では事業の実施を予定していませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。